



平成 27 年 3 月 9 日

各 位

会 社 名 ラ オ ッ ク ス 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 羅 怡 文
(コード番号 8202 東証第2部)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 矢 野 輝 治
(T E L 0 3 - 6 8 5 2 - 8 8 8 1)

新株式発行及び株式の売出し 並びに第三者割当による第3回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 3 月 9 日付の取締役会において、以下のとおり、新株式発行及び当社株式の売出し（以下、併せて「公募増資」という。）並びに当社の親会社である GRANDA MAGIC LIMITED を割当先とする第三者割当（以下「並行第三者割当」という。）による第 3 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の発行を決議しましたので、お知らせいたします。

I. 公募増資及び並行第三者割当による本新株予約権の発行

1. 本資金調達目的

当社グループは、「国内店舗事業」「中国出店事業」「貿易仲介事業」の 3 事業を主要事業として取り組んでおります。中でも、国内店舗事業におきましては、国内でいち早く免税事業に着手し、現在では日本最大規模の総合家電免税店を運営しております。現在、国内におきましては、円安の進行による旅行割安感の追い風のみならず、政府の訪日旅行プロモーションや消費税免税品の対象拡大、東南アジア向けの査証免除や緩和の効果、中国などからのクルーズ船の寄港などにより、訪日外国人観光客数は統計開始以来過去最高の 1,341 万人と前年比 29%増となりました。当社主要顧客である中国人訪日客数は前年比 83%増の 241 万人と、個人旅行・団体旅行ともに大幅に増加しました。このような状況の中、当社では、訪日観光客に人気のエリアを中心に免税店ネットワークの構築を進めており、秋葉原、銀座、新宿、お台場といった首都圏をはじめ、北海道、大阪、九州、沖縄と全国規模での店舗展開を強化しております。これらの施策により、当社の経営指針である「グローバル化」の実現を加速すると同時に、観光立国を目指す政府の方針を背景に、インバウンド事業を強化してまいりました。

今般、当社は、平成 27 年 2 月 12 日に平成 27 年 12 月期から平成 29 年 12 月期の 3 か年を対象期間とする中期経営計画を公表いたしました。同計画では、今後 3 年間を成長ステージと位置づけ、当社の主力事業である国内店舗事業の出店戦略として、3 年間で首都圏、関西地区、九州地区、北海道地区等の主要都市へ旗艦店・大型店を出店・増床するとともに、訪日外国人旅行客の多い空港や港、アウトレットやショッピングモール、国際観光地への中小型店の出店を進めることで、日本一の免税ネットワークの構築を目指しております。

今回の調達資金は、中期経営計画のテーマである「成長」を実現し、グローバル企業へ転換していくために、日本一の免税ネットワークの構築に向け、積極的な店舗展開を行っていくための設備投資資金等に充当するとともに、自己資本を拡充することで将来の事業展開並びに成長機会に適時かつ機動的に対応できる財務基盤の確立及び投資余力の拡大を目的としております。

また、公募増資及び並行第三者割当による本新株予約権発行により、当社株式の流動性の向上と株主層の拡大を図るとともに、当社の親会社である蘇寧雲商集団股份有限公司（以下「蘇寧雲商集団」という。）との協働関係を維持することで、更なる企業価値の向上を実現してまいります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出し並びに第三者割当による第 3 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

なお、公募増資により、当社の主要株主の異動が生じる見込みであります。詳細につきましては、本日付で公表しております、「主要株主の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 公募増資と並行第三者割当による本新株予約権の意義・目的

当社は、グローバル企業への成長に向けた設備投資等の資金調達に向け、様々な資金調達手法の検討を行ってまいりました。調達手法の選択に際しては、必要資金の全額を新株式発行により調達した場合の希薄化率及び財務改善効果、設備投資等を必要とする時期、全額を負債により調達した場合の財務インパクト及び今後の調達余力への影響等を勘案し検討した結果、公募増資と併せて調達資金の一部を、公募増資の発行価格等諸条件決定日の終値を上回る行使価額が設定された本新株予約権により調達することといたしました。このような公募増資による新株式の発行と本新株予約権の発行を組み合わせた資金調達のスキームを採用することで、新株式の発行により今般策定した中期経営計画を達成するための設備投資等において、当面の資金需要に対処するとともに、本新株予約権の発行により、一度に大量の新株式を発行することを避け、即時的な希薄化を抑えながら将来の設備投資を中心とした資金需要に対処することができます。そのため、株主の皆様及び当社にとって最適な資金調達を行うことができる点で優位性があるものと判断しております。なお、本新株予約権は後記（※1）に掲げるような特徴を有しており、当社は、本新株予約権の発行が、もっとも合理的と考えられるものと判断しました。

資金調達の規模及び各手法による調達額の内訳の決定に際しては、設備投資計画を踏まえた当面の必要調達資金、公募増資による新株式発行に係る直接的な希薄化の程度、財務体質の改善効果のバランス、直近の株価動向等の市場環境を総合的に勘案した上で決定しております。

また、本新株予約権は、第三者割当の方法により、当社の親会社である蘇寧雲商集団の100%孫会社であるGRANDA MAGIC LIMITED（平成26年12月31日現在の当社株式50.62%（発行済株式総数対比）保有の当社筆頭株主）へ割当てを予定しております。なお、公募増資及び本新株予約権の発行後のGRANDA MAGIC LIMITEDの持株比率は、公募増資後に41.85%、その後本新株予約権が全部行使された場合に44.76%となることが想定されますが、いずれの場合においても、引き続き親会社としての地位を維持することになります。

蘇寧雲商集団及びGRANDA MAGIC LIMITED（以下「蘇寧雲商集団グループ」という。）は、平成21年6月に当社と資本業務提携契約を締結しており、当社が本資金調達を梃子として、グローバル企業としてさらなる成長を目指すにあたって、蘇寧雲商集団グループも引き続きコミットメントをしていきたいという意向であり、当社といたしましても経営基盤の安定性に寄与すると判断しております。

当社といたしましては、当社が成長戦略を実践していくにあたり、蘇寧雲商集団グループのコミットメントは重要であると考えている一方、本資金調達による戦略的投資を実現させるためには、資金調達の確実性の向上とリスクマネーを投じていただいている株主の皆様のご理解が非常に重要なものであると考えております。本新株予約権の割当てを通じたGRANDA MAGIC LIMITEDからの資金調達は、資金調達の確実性を高める効果を有するとともに、より直接的な希薄化を抑制できることから、株主の皆様からのご理解も相対的に得やすいものと判断し、蘇寧雲商集団グループの上述の意向を受け入れることといたしました。

（※1）本新株予約権の特徴

（i）本新株予約権の行使の制限

当社は、本新株予約権を割当てると同時に、GRANDA MAGIC LIMITEDとの間において、本新株予約権の行使プロセス等について取り決めたファシリティ契約（以下「ファシリティ契約」という。）を締結する予定です。ファシリティ契約は、原則として当社がGRANDA MAGIC LIMITEDに対して行使要請を行った場合に限り、GRANDA MAGIC LIMITEDは当社の要請に従い本新株予約権を行使するよう最大限努力すること等が規定されます。ファシリティ契約により、当社の資金使途の充当期に合わせた資金確保の蓋然性を高めることができるものと判断しております。

なお、ファシリティ契約の詳細につきましては「Ⅲ. 第三者割当による第3回新株予約権の発行 1.

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出し並びに第三者割当による第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

本新株予約権の募集の概要」をご参照ください。

(ii) 希薄化

本新株予約権の目的である当社株式の総数は 35,000,000 株と株価動向に係わらず限定されていること（本新株予約権の全てが行使された場合の、当社の総議決権数 544,700 個（平成 26 年 12 月 31 日現在）に対する割合は 6.43%）により、希薄化を限定し、株主の皆様へ配慮しています。

(iii) 公募増資の発行価格等決定日の終値を上回る当初行使価額の設定

本新株予約権の当初行使価額の設定につきましては、本新株予約権の全てが行使された場合の当社の発行済株式総数 583,881,033 株（平成 27 年 2 月 28 日現在の当社の発行済株式総数に本新株予約権の潜在株式数を加算した数）に対する本新株予約権の潜在株式数 35,000,000 株の割合である 6.0%を考慮し、公募増資の発行価格等諸条件が決定される平成 27 年 3 月 16 日（月）から平成 27 年 3 月 18 日（水）までのいずれかの日（以下「発行価格等決定日」又は「行使価額等決定日」という。）における株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）の当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 1.06 を乗じた額としております。これにより、本資金調達を全て公募増資による新株式発行で行った場合と比べて希薄化の抑制を図ることで株主の皆様へ配慮するとともに、公募増資において発行価格（募集価格）にて申込みをして頂く投資家の皆様へも配慮した商品設計となっております。なお、行使価額の下方修正は行われません。

3. 本資金調達の概要

	公募増資	本新株予約権
発行証券	当社普通株式	新株予約権
調達形式	募集及び売出し（注）1	第三者割当 割当先：GRANDA MAGIC LIMITED
一般募集株式数及び売出株式数 又は 新株予約権の総数及び当該発行による潜在株式数	一般募集株式：100,000,000 株 オーバーアロットメントによる 売出株式数：15,000,000 株 （注）1	新株予約権の総数：350 個 当該発行による潜在株式数： 35,000,000 株
発行価格等 又は 払込金額及び当初行使価額	未定（平成 27 年 3 月 16 日（月）から平成 27 年 3 月 18 日（水）までのいずれかの日（発行価格等決定日）に日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により決定。）	払込金額：未定（行使価額等決定日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）の 0.70%に相当する金額に 100,000 を乗じた額。） 当初行使価額：未定（行使価額等決定日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 1.06 を乗じた額。）
払込期日	平成 27 年 3 月 24 日（火）又は 平成 27 年 3 月 25 日（水）のいずれかの日。但し、発行価格等	平成 27 年 4 月 3 日（金）

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出し並びに第三者割当による第 3 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

	決定日が平成 27 年 3 月 16 日 (月) 又は平成 27 年 3 月 17 日 (火) の場合は平成 27 年 3 月 24 日 (火) とし、発行価格等決定日が平成 27 年 3 月 18 日 (水) の場合は平成 27 年 3 月 25 日 (水) とする。	
払込金額の総額	上限 31,240,323,000 円 (注) 2	11,278,188,000 円 (注) 3

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、SMB C 日興証券株式会社を割当先とする当社普通株式 15,000,000 株の第三者割当増資 (以下「本第三者割当増資」という。) を行うことを決議しております。
2. 平成 27 年 2 月 27 日 (金) 現在の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した一般募集の払込金額の総額 27,165,499,000 円及び本第三者割当増資の払込金額の総額 4,074,824,000 円 (上限) を合わせた払込金額総額の上限です。
3. 平成 27 年 2 月 27 日 (金) 現在の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した本新株予約権の払込金額の総額 73,989,000 円及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額 11,204,199,000 円を合わせた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。
4. 本新株予約権には行使価額の修正条項は付されておらず、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第 2 条に定める「MSCB 等」には該当しません。
5. 公募増資の詳細については「Ⅱ. 新株式発行及び株式売出し」を、また本新株予約権の詳細については「Ⅲ. 第三者割当による第 3 回新株予約権の発行」をそれぞれご参照ください。

4. 本調達資金の使途等

(1) 調達する資金の使途及び支出予定時期

公募増資及び並行第三者割当による本新株予約権における調達資金の使途及び支出予定時期はそれぞれ以下のとおりです。

① 公募増資

今回の公募増資及び本第三者割当増資の手取概算額合計上限 31,081,798,000 円について、31,000,000,000 円は平成 27 年 3 月から平成 29 年 12 月末までに免税ネットワークの構築に向けた新規出店及び既存店舗の改装等の設備投資資金の一部に充当し、残額が生じた場合は、平成 28 年 12 月末までに国内店舗事業における商品仕入や貿易仲介事業における OEM 製品の投入等、製品在庫を確保するための運転資金に充当する予定であります。

② 並行第三者割当

本新株予約権の払込金額の総額と本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合わせた手取概算額 11,185,466,000 円について、11,000,000,000 円は平成 28 年 1 月から平成 29 年 12 月末までに免税ネットワークの構築に向けた新規出店及び既存店舗の改装等の設備投資資金の一部に充当し、100,000,000 円は平成 28 年 1 月から平成 29 年 12 月末までに業務効率化を企図した基幹システムである ERP システム開発投資の一部に充当し、残額が生じた場合は、平成 29 年 12 月末までに当社子会社である楽購思 (上海) 商貿有限公司への投融資資金に充当する予定であります。当該子会社は、当社からの投融資資金を営業所や物流施設等、貿易仲介事業の強化に資する物流ネットワーク構築資金の一部に充当する予定であります。

なお、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合には、自己資金・借入金等代替資金による資金調達手段により充当する予定であります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出し並びに第三者割当による第 3 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分 (作成された場合) をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

前記①及び②の具体的な資金需要の発生までは、安全性の高い銀行預金等により資金管理を図る予定です。

また、当社の設備投資計画は、平成 27 年 3 月 9 日現在（但し、既支払額については平成 27 年 1 月 31 日現在）、以下のとおりとなっております。

事業所所在地 店舗数	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 延床面積 (㎡)
		総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
秋葉原本店 (東京都千代田区)	改装	1,250	—	自己資金、借入金、増資資金	平成 27 年 3 月～ 平成 28 年 12 月	平成 28 年 1 月～ 平成 28 年 12 月	3,131
大阪上海新天地店 (大阪府大阪市)	改装	720	—	自己資金、借入金、増資資金	平成 27 年 3 月～ 平成 27 年 12 月	平成 27 年 3 月～ 平成 27 年 12 月	3,306
秋葉原 ABC 店 (東京都千代田区)	改装	600	—	自己資金、借入金、増資資金	平成 27 年 3 月～ 平成 27 年 12 月	平成 27 年 3 月～ 平成 27 年 12 月	1,021
キャナルシティ博多店 (福岡県福岡市)	改装	500	—	自己資金、借入金、増資資金	平成 27 年 3 月～ 平成 27 年 12 月	平成 27 年 3 月～ 平成 27 年 12 月	4,182
道頓堀店 (大阪府大阪市)	改装	400	—	自己資金、借入金、増資資金	平成 27 年 1 月	平成 27 年 3 月	661
新宿 WATCH (東京都新宿区)	改装	250	—	自己資金、借入金、増資資金	平成 27 年 3 月～ 平成 27 年 12 月	平成 27 年 3 月～ 平成 27 年 12 月	846
沖縄あしびなー店 (沖縄県豊見城市)	改装	50	—	自己資金、借入金、増資資金	平成 27 年 3 月～ 平成 27 年 12 月	平成 27 年 3 月～ 平成 27 年 12 月	331
銀座店 (東京都中央区)	土地取得 及び新規出店	15,023	—	自己資金、借入金、増資資金	平成 27 年 3 月～ 平成 28 年 12 月	平成 27 年 3 月～ 平成 28 年 12 月	2,248
心齋橋店 (大阪府大阪市)	土地取得 及び新規出店	3,202	—	自己資金、借入金、増資資金	平成 27 年 3 月～ 平成 27 年 12 月	平成 27 年 3 月～ 平成 27 年 12 月	780
銀座新館 (東京都中央区)	新規出店	2,129	—	自己資金、借入金、増資資金	平成 27 年 6 月	平成 27 年 9 月	1,322
新宿店 (東京都新宿区)	新規出店	2,107	120	自己資金、借入金、増資資金	平成 27 年 1 月	平成 27 年 6 月	1,983
お台場店 (東京都港区)	新規出店	716	—	自己資金、借入金、増資資金	平成 27 年 3 月～ 平成 27 年 12 月	平成 27 年 3 月～ 平成 27 年 12 月	645
長崎店 (長崎県長崎市)	新規出店	624	—	自己資金、借入金、増資資金	平成 27 年 2 月	平成 27 年 4 月	860
福岡店 (福岡県福岡市)	新規出店	446	—	自己資金、借入金、増資資金	平成 27 年 7 月	平成 27 年 9 月	459
小樽店 (北海道小樽市)	新規出店	314	—	自己資金、借入金、増資資金	平成 27 年 4 月	平成 27 年 6 月	344
函館店 (北海道函館市)	新規出店	131	—	自己資金、借入金、増資資金	平成 27 年 3 月	平成 27 年 5 月	169
日光店 (栃木県日光市)	新規出店	128	—	自己資金、借入金、増資資金	平成 27 年 3 月～ 平成 27 年 12 月	平成 27 年 3 月～ 平成 27 年 12 月	165
太宰府店 (福岡県太宰府市)	新規出店	103	—	自己資金、借入金、増資資金	平成 27 年 3 月	平成 27 年 5 月	132
北海道・東北地方 2 店舗 (北海道、宮城県)	新規出店 及び改装	287	—	自己資金、借入金、増資資金	平成 28 年 1 月～ 平成 29 年 12 月	平成 28 年 1 月～ 平成 29 年 12 月	1,091
関東地方 12 店舗 (東京都、千葉県、神奈 川県、茨城県、栃木県)	新規出店 及び増床	5,975	—	自己資金、借入金、増資資金、本新株 予約権の発行及び行使による調達資金	平成 28 年 1 月～ 平成 29 年 12 月	平成 28 年 1 月～ 平成 29 年 12 月	6,496
中部地方 5 店舗 (愛知県、静岡県、 長野県、岐阜県)	新規出店	2,156	—	自己資金、借入金、本新株予約権の 発行及び行使による調達資金	平成 29 年 1 月～ 平成 29 年 12 月	平成 29 年 1 月～ 平成 29 年 12 月	2,083
近畿地方 7 店舗 (大阪府、京都府、 兵庫県)	新規出店	5,667	—	自己資金、借入金、増資資金、本新株 予約権の発行及び行使による調達資金	平成 28 年 1 月～ 平成 29 年 12 月	平成 28 年 1 月～ 平成 29 年 12 月	4,496

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出し並びに第三者割当による第 3 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

事業所所在地 店舗数	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 延床面積 (㎡)
		総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
九州地方6店舗 (沖縄県、福岡県、 佐賀県、大分県)	新規出店	2,265	—	自己資金、借入金、増資資金、本新株 予約権の発行及び行使による調達資金	平成28年1月～ 平成29年12月	平成28年1月～ 平成29年12月	2,446
合計		45,043	120	—	—	—	39,197

(2) 前回調達資金の使途の変更

当社は、平成23年6月28日開催の取締役会に基づき、第三者割当による新株式発行により、差引手取額8,957百万円の資金調達を行いました。当該調達資金については、下記のとおり当初の資金使途から変更を行っております。(前回からの変更箇所は下線を引いております。)

なお、当初の資金使途から最終的な資金使途に変更した大きな理由は、中国国内での消費者行動の状況等、当社を取り巻く事業環境の変化により、日本国内におけるインバウンド事業を強化していくために、中国出店事業における中国新規出店への未充当額を国内店舗事業における国内新規出店へ振替えたことによります。

【当初(平成23年6月28日)】

具体的な資金使途	金額(百万円)	支出予定時期
中国新規出店(店舗設計費用、内装工事費用、準備費用、商品仕入等)	約5,457	平成23年8月～平成25年12月
国内新規出店(店舗設計費用、内装工事費用、賃料等、準備費用、商品仕入等)	1,350	平成23年8月～平成24年12月
P B商品開発・販売	600	平成23年8月～平成24年12月
仕入・その他運転資金	1,250	平成23年8月～平成23年12月
借入金の返済	300	平成23年8月～平成23年11月

【平成26年2月14日公表】

具体的な資金使途	金額(百万円)	支出予定時期
中国新規出店(店舗設計費用、内装工事費用、準備費用、商品仕入等)	約5,457	平成23年8月～ <u>平成27年</u> 12月
国内新規出店(店舗設計費用、内装工事費用、賃料等、準備費用、商品仕入等)	1,350	平成23年8月～ <u>平成25年</u> 12月
P B商品開発・販売	600	平成23年8月～平成24年12月
仕入・その他運転資金	1,250	平成23年8月～ <u>平成24年</u> 12月
借入金の返済	300	<u>平成23年8月</u>

【平成26年5月23日公表】

具体的な資金使途	金額(百万円)	支出予定時期
中国新規出店(店舗設計費用、内装工事費用、準備費用、商品仕入等)	<u>2,400</u>	平成23年8月～ <u>平成24年</u> 12月
国内新規出店(店舗設計費用、内装工事費用、賃料等、準備費用、商品仕入等)	<u>約4,407</u>	平成23年8月～ <u>平成27年</u> 12月
P B商品開発・販売	600	平成23年8月～平成24年12月

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出し並びに第三者割当による第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

仕入・その他運転資金	1,250	平成23年8月～平成24年12月
借入金の返済	300	平成23年8月

(3) 業績に与える影響

当期業績への影響はありません。しかし、今回の調達資金を当社がグローバル企業への成長に向けた設備投資等へ充当することにより、中長期的に当社の企業価値の向上に資するものと思われま

5. 募集後の大株主及び持株比率

	募集前 平成26年12月31日	募集後(注)2	募集後(注)3
GRANDA MAGIC LIMITED (常任代理人 大和証券株式会社)	50.62%	41.85%	44.76%
GRANDA GALAXY LIMITED (常任代理人 大和証券株式会社)	10.19%	8.42%	8.00%
日本観光免税株式会社	10.00%	8.27%	7.86%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1.03%	0.85%	0.81%
中文産業株式会社	0.99%	0.82%	0.78%
DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613 (常任代理人 ドイツ証券株式会社)	0.96%	0.79%	0.75%
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク銀行株式会 社)	0.92%	0.76%	0.72%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ 銀行)	0.74%	0.61%	0.58%
HSBC FUND SERVICES A/C 006JF (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カスタディ業務部)	0.58%	0.48%	0.46%
日本トラステイ・サービス信託銀行株式 会社(信託口)	0.56%	0.47%	0.44%

(注) 1. 平成26年12月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2. 平成26年12月31日現在の発行済株式総数(548,881,033株)に一般募集による増加分を加味し、本第三者割当増資に対する申込みが全て行われた場合の発行済株式総数(663,881,033株)に対する比率であります。

3. (注)2に加えて割当先であるGRANDA MAGIC LIMITEDが本新株予約権を全部行使した場合の発行済株式総数(698,881,033株)に対する比率であります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出し並びに第三者割当による第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

【ご参考】

1. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、配当による株主の皆様への利益還元を最重要施策の一つであると強く認識しております。

当社の剰余金配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としており、かつ、会社法第459条第1項各号の規定に基づき、株主総会の決議によらず取締役会決議により基準日を定めず配当することができる旨を定款に定めております。

しかしながら当社は、平成26年12月期に黒字転換したものの13期連続の営業損失を計上した結果、多額の累積損失が残っております。よって、早期に累積損失を解消し、内部留保を蓄積できる状態とすることによって、企業体質の強化を進め、将来における株主様への安定的な利益還元を目指し取り組んでまいります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

(3) 内部留保資金の用途

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成24年12月期	平成25年12月期	平成26年12月期
1株当たり連結当期純利益又は連結当期純損失(△)	△2.49円	△5.96円	2.28円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	— (—)	— (—)	— (—)
実績連結配当性向	—	—	—
自己資本連結当期純利益率	—	—	12.8%
連結純資産配当率	—	—	—

- (注) 1. 実績連結配当性向及び連結純資産配当率は、当該3決算期間において配当を行っていないため表示していません。
2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を、自己資本(連結貸借対照表上の純資産合計から少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均)で除した数値です。なお、平成24年12月期及び平成25年12月期については、当期純損失が計上されているため記載していません。
3. 平成26年12月期については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされていません。

2. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

	平成24年12月期	平成25年12月期	平成26年12月期
連結売上高	22,948百万円	33,150百万円	50,196百万円
連結営業利益又は連結営業損失(△)	△1,430百万円	△1,664百万円	1,736百万円
連結経常利益又は連結経常損失(△)	△1,389百万円	△1,656百万円	1,778百万円
連結当期純利益又は	△1,356百万円	△3,245百万円	1,242百万円

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出し並びに第三者割当による第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

連結当期純損失（△）			
1株当たり連結当期純利益 又は連結当期純損失（△）	△2.49円	△5.96円	2.28円
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり連結純資産	22.30円	16.85円	18.87円

(注) 1. 平成26年12月期については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされていません。

2. 1株当たり配当金は、当該3決算期間において配当を行っていないため表示していません。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成27年1月31日現在）

	株式数	発行済株式総数に対する比率
発行済株式総数	548,881,033株	100%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数の総数	257,000株	0.05%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数の総数	—	—
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数の総数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成24年12月期	平成25年12月期	平成26年12月期	平成27年12月期
始 値	32円	36円	49円	260円
高 値	48円	62円	326円	346円
安 値	22円	28円	42円	215円
終 値	36円	48円	258円	315円
株価収益率	一倍	一倍	113.2倍	一倍

(注) 1. 株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

2. 平成27年12月期の株価等については、平成27年3月6日（金）現在で記載しております。

3. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益（平成26年12月期の数値は未監査）で除した数値です。なお、平成24年12月期及び平成25年12月期に関しては当期純損失を計上しているため記載しておりません。また、平成27年12月期については未確定のため記載しておりません。

② 最近6か月間の状況

	平成26年 10月	平成26年 11月	平成26年 12月	平成27年 1月	平成27年 2月	平成27年 3月
始 値	136円	192円	275円	260円	268円	304円
高 値	185円	317円	326円	267円	346円	340円
安 値	127円	188円	223円	215円	252円	304円
終 値	183円	276円	258円	265円	302円	315円

(注) 1. 株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

2. 平成27年3月の株価については、平成27年3月6日（金）現在で表示しております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出し並びに第三者割当による第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

③ 発行決議日前営業日における株価

平成 27 年 3 月 6 日	
始 値	330 円
高 値	335 円
安 値	315 円
終 値	315 円

(注) 株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

- (4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出し並びに第三者割当による第 3 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

II. 新株式発行及び株式売出し

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 100,000,000株
- (2) 払込金額 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成27年3月16日（月）から平成27年3月18日（水）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、SMB C日興証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90~1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）から払込金額（引受人より当社に払込まれる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成27年3月24日（火）又は平成27年3月25日（水）のいずれかの日。但し、発行価格等決定日が平成27年3月16日（月）又は平成27年3月17日（火）の場合は平成27年3月24日（火）とし、発行価格等決定日が平成27年3月18日（水）の場合は平成27年3月25日（水）とする。
- (8) 受渡期日 上記払込期日の翌営業日
- (9) 申込証拠金 1株につき発行価格と同一の金額
- (10) 申込株数単位 1,000株
- (11) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格（募集価格）その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 羅怡文に一任する。
- (12) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出し並びに第三者割当による第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】1.をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 15,000,000株
なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したもので、需要状況等により減少する場合、又は本売出しが全く行われない場合がある。売出株式数は需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 SMBC日興証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況等を勘案し、一般募集の主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が当社株主である日本観光免税株式会社（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 一般募集における申込証拠金と同一とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 1,000株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 羅怡文に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. SMBC日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行（本第三者割当増資）（後記【ご参考】1.をご参照）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 15,000,000株
- (2) 払 込 金 額 一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 及 び 割 当 株 式 数 SMBC日興証券株式会社 15,000,000株
- (5) 申 込 期 日 平成27年4月21日（火）
- (6) 払 込 期 日 平成27年4月22日（水）
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000株
- (8) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 羅怡文に一任する。
- (9) 上記(5)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出し並びに第三者割当による第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

【ご参考】

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、15,000,000株を上限として、一般募集の主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、SMBC日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式（以下「借入株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は、平成27年3月9日（月）付の取締役会において、SMBC日興証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。

SMBC日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成27年4月17日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMBC日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、SMBC日興証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMBC日興証券株式会社が本第三者割当増資の割当に応じる場合には、SMBC日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMBC日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMBC日興証券株式会社は本第三者割当増資に係る割当に応じず、申込みを行わないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）シンジケートカバー取引期間は、

- ① 発行価格等決定日が平成27年3月16日（月）の場合、「平成27年3月19日（木）から平成27年4月17日（金）までの間」
- ② 発行価格等決定日が平成27年3月17日（火）の場合、「平成27年3月20日（金）から平成27年4月17日（金）までの間」
- ③ 発行価格等決定日が平成27年3月18日（水）の場合、「平成27年3月21日（土）から平成27年4月17日（金）までの間」

となります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出し並びに第三者割当による第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数（平成 27 年 2 月 28 日現在）	548, 881, 033 株
一般募集による増加株式数	100, 000, 000 株
一般募集後の発行済株式総数	648, 881, 033 株
本第三者割当増資による増加株式数	15, 000, 000 株（注）
本第三者割当増資後の発行済株式総数	663, 881, 033 株（注）

（注）前記「Ⅱ. 新株式発行及び株式売出し 3. SMB C 日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行（本第三者割当増資）」の割当株式数の全株式に対し SMB C 日興証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の株式数です。

3. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

但し、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しと並行して GRANDA MAGIC LIMITED を割当先とする並行第三者割当による第 3 回新株予約権（本新株予約権）の発行が行われます。並行第三者割当による本新株予約権の発行にあたり、当社は、日本証券業協会の定める株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則第 2 条第 3 項に基づく一般募集の引受人からの要請を遵守しており、仮に並行第三者割当による本新株予約権の発行が一般募集における親引け（発行者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）として行われた場合であっても、同規則第 2 条第 2 項に規定する親引けの禁止の例外に該当するものであります。なお、一般募集が中止となる場合は、並行第三者割当による本新株予約権の発行も中止いたします。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、旧商法の規定に基づく新株予約権方式のストックオプションを発行しており、内容は以下のとおりであります。なお、今回の一般募集及び本第三者割当増資後の発行済株式総数（663, 881, 033 株）に対する下記の交付株式残数合計の比率は 0.04%となる見込みであります。

（注）下記交付株式残数がすべて新株式で交付された場合の潜在株式の比率となります。

（平成 27 年 1 月 31 日現在）

株主総会決議日	交付株式残数	権利行使価額 （資本組入額）	権利行使期間
平成 17 年 6 月 29 日	257, 000 株	351 円 (176 円)	平成 19 年 7 月 1 日から 平成 27 年 5 月 31 日まで

(3) ロックアップについて

① 当社株主である日本観光免税株式会社及び中文産業株式会社は、一般募集に関し、SMB C 日興証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間中は、SMB C 日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、発行価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等しない旨を合意しております。

② 本新株予約権の割当先で当社株主である GRANDA MAGIC LIMITED は、一般募集に関し、SMB C 日興証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、本新株予約権の割当日から起算して 180 日目の日に終了する期間中は、SMB C 日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、発行価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等しないこと、並びに本新株予約権の権利行使、譲渡又は売却を行わない旨を合意しております。なお、GRANDA MAGIC LIMITED の本新株予約権及び当社普通株式の保有方針は、「Ⅲ. 第三者割当による第 3 回新株予約権の

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出し並びに第三者割当による第 3 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

発行 5. 割当先の選定理由 (3) 割当先の保有方針」をご参照ください。

- ③ 当社は、一般募集に関し、SMBC日興証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中は、SMBC日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（並行第三者割当による本新株予約権の発行、本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割及びストックオプションに関わる発行若しくは交付を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記①から③の場合において、SMBC日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

(4) 過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

- ① 当社は、平成22年8月16日開催の取締役会に基づき、蘇寧雲商集団股份有限公司の100%孫会社であるGRANDA MAGIC LIMITED及び日本観光免税株式会社を割当先として、第三者割当による新株式発行を行っておりますが、その際、原則として当社株式の企業価値の向上に向けて中長期的な視点で保有する意向であることを両割当先に加え、GRANDA MAGIC LIMITEDの実質的な出資者である蘇寧雲商集団股份有限公司からも確認しており、GRANDA MAGIC LIMITEDは過去売却した経緯はなく、また割当てられる予定の本新株予約権の目的株式も含め、現在保有している当社株式につき、その保有方針に変更がないことを確認しております。

なお、日本観光免税株式会社は、平成26年11月13日から平成26年11月25日の期間中、その保有株式のうち一部を売却（保有比率は10.57%から10.00%）しておりますが、平成27年3月9日現在、当社は、日本観光免税株式会社から引き続き当社との資本業務提携関係を維持し、事業パートナーとして当社株式を企業価値の向上に向けて中長期的な視点で保有する方針には変更がないことを確認しております。

- ② 当社は、平成23年6月28日開催の取締役会に基づき、蘇寧雲商集団股份有限公司及び同社の100%孫会社であるGRANDA MAGIC LIMITED並びに蘇寧電器集団有限公司及び同社の100%孫会社であるGRANDA GALAXY LIMITEDと資本業務提携を締結するとともに、GRANDA MAGIC LIMITED及びGRANDA GALAXY LIMITEDを割当先として、第三者割当による新株式発行を行っておりますが、その際、原則として当社企業価値の向上を支援することが目的であり中長期的な視点で保有する意向であることを両割当先に加え、実質的な出資者である蘇寧雲商集団股份有限公司及び蘇寧電器集団有限公司からも確認しており、GRANDA MAGIC LIMITEDは過去売却した経緯はなく、また割当てられる予定の本新株予約権の目的株式も含め、現在保有している当社株式につき、その保有方針に変更がないことを確認しております。

なお、GRANDA GALAXY LIMITEDは、平成26年12月4日にその保有株式のうち一部を売却（保有比率は14.19%から10.19%）しておりますが、平成27年3月9日現在、当社は、GRANDA GALAXY LIMITED及びその親会社である蘇寧電器集団有限公司から、平成23年6月28日に締結した資本業務提携の基本方針に変更はなく、当社株式の保有方針についても従来とおり変更はないことを確認しております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出し並びに第三者割当による第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

Ⅲ. 第三者割当による第3回新株予約権の発行

1. 本新株予約権の募集の概要

(1)	払 込 日 ・ 割 当 日	平成 27 年 4 月 3 日 (金)
(2)	新 株 予 約 権 の 総 数	350 個
(3)	発 行 価 額	未定 (行使価額等決定日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値 (当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値) の 0.70% に相当する金額に 100,000 を乗じた額。)
(4)	当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数 : 35,000,000 株
(5)	資 金 調 達 の 額	11,185,466,000 円 (差引手取概算額) (注) 1
(6)	当 初 行 使 価 額	未定 (行使価額等決定日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値 (当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値) に 1.06 を乗じた額。)
(7)	行 使 価 額 の 下 方 修 正	なし
(8)	募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 先)	GRANDA MAGIC LIMITED を割当先とする第三者割当の方法によります。
(9)	そ の 他	<p>当社は、GRANDA MAGIC LIMITED との間で、本新株予約権の買取に関する契約 (以下「本新株予約権買取契約」という。)を締結する予定です。本新株予約権買取契約において、GRANDA MAGIC LIMITED は、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が定められます。</p> <p>また、当社は、本新株予約権買取契約の締結と同時に当社と GRANDA MAGIC LIMITED との間において本新株予約権の行使プロセス等について取り決めたファシリティ契約 (注) 2 を締結する予定です。</p> <p>なお、「Ⅱ. 新株式発行及び株式売出し 1. 公募による新株式発行 (一般募集)」の一般募集が中止となる場合、本新株予約権の発行も中止いたします。</p>

- (注) 1. 詳細につきましては後記「2. 調達する資金の使途及び支出予定時期 (1) 調達する資金の額 (差引手取概算額)」をご参照ください。
2. ファシリティ契約は、当社と割当先との間において、本新株予約権の行使プロセス等について取り決めるものであり、以下のとおり、割当先は、当社の要請に従い、本新株予約権を行使するよう最大限努力すること等が規定されます。
- ① 割当先は、本新株予約権の発行要項に定める本新株予約権の行使期間内であっても、ファシリティ契約の規定に従って当社の要請を受けて行使する場合を除き、本新株予約権を行使しないことに同意します。
- ② 当社は、東京証券取引所における 10 連続取引日 (終値のない日数を除く。)の当社の普通株式の普通取引の終値 (気配表示を含む。)の平均値 (小数以下を切り捨てる。) (以下「時価」といいます。) が行使価額等決定日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値を上回った場合には、ファシリティ契約の規定に従い、本新株予約権の行使を要請する期間 (以下「行使要請期間」といいます。) 及び行使要請期間中に割当先に対して行使を要請する本新株予約権の個数 (以下「行使要請個数」といいます。) を定めることができます。
- ③ 当社は、行使要請期間及び行使要請個数を定めたときは、時価が行使価額等決定日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値を上回った日の翌取引日に、割当先に対して通知 (以下「行使要請通知」といいます。) を行います。なお、当社は、行使要請通知

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出し並びに第三者割当による第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分 (作成された場合) をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

を行った場合、その都度プレスリリースを行います。

④ 当社は、当社に重要事実等が生じた場合には、かかる事実等について公表がされた後でなければ、行使要請通知を行うことができません。

⑤ 当社が行使要請通知を行った場合、割当先は、行使要請通知に定める行使要請期間中において、行使要請個数の全てにつき、本新株予約権を行使するよう最大限努力します。但し、割当先は、本新株予約権を行使する義務は負いません。

⑥ 1回の行使要請通知に定める行使要請期間は、20取引日以上期間です。

⑦ 当社は、行使要請通知を撤回、取消し又は変更することはできません。

2. 調達する資金の使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

・本新株予約権に係る調達資金	11,278,188,000円
本新株予約権の払込金額の総額	73,989,000円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額	11,204,199,000円（注）2
・発行諸費用の概算額	92,722,000円
・差引手取概算額	11,185,466,000円

(注) 1. 平成27年2月27日（金）現在の東京証券取引所における当社普通株式の終値等を基準として算出した本新株予約権の払込金額及び当初行使価額に基づいた見込金額です。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には減少いたします。

(2) 調達する資金の具体的な使途

前記「I. 公募増資及び並行第三者割当による本新株予約権の発行 4. 本調達資金の使途等

(1) 調達する資金の使途及び支出予定時期」をご参照ください。

3. 資金使途の合理性に関する考え方

当社ではこのたび、調達する資金を、当社が中期経営計画で掲げる当社の主力事業である国内店舗事業の出店戦略を実現させる上で必要とされる設備投資等のための資金に充当し、中長期的な経営基盤の強化にも繋げることで企業価値の向上を図ることを目的としており、かかる資金使途は合理的であると判断しております。その結果、今回の資金調達は株主の皆様の利益に資するものと考えております。

4. 本新株予約権の発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項、本新株予約権買取契約及びファシリティ契約に定められる諸条件、並びに当該算定機関が評価基準日（平成27年3月6日）現在の当社の株価、当社の配当利回り、無リスク利率等に基づき算定した行使価額等決定日終値期待値を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、本新株予約権の評価を行っております。当該算定機関が算定した本新株予約権の評価結果を参考に、本新株予約権の1個当たりの払込金額は、行使価額等決定日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）の0.70%に相当する金額に本新株予約権1個当たりの割当株式数（100,000株）を乗じた額としました。

なお、当該算定機関は、当社株式の株価、株価変動率等に関する前提、当社の資金調達需要及び割当先であるGRANDA MAGIC LIMITEDの権利行使行動に関する一定の前提（ファシリティ契約の規定に基づく行使要請が可能な状況において当社が本新株予約権につき全部の行使要請を実施し割当先による権利行

ご注意：この文書は、当社の新株発行及び株式の売出し並びに第三者割当による第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

使を促すことや、割当先が当社による行使要請に応じて速やかに最大限の権利行使を行うことを含みます。なお、取得条項の行使は考慮しておりません。)を置き、評価を実施しています。

当社は、当該算定機関の算定結果並びに発行条件についての考え方及びそのプロセスについての当社の法律顧問の助言を参考にしつつ、当該算定結果のレンジの下限を下回らない水準である 0.70%を用いて算出される本新株予約権の払込金額が合理的であると判断しました。

なお、本新株予約権の発行条件について、本日現在において当社の支配株主である蘇寧雲商集団グループと利害関係を有しない当社社外監査役である西澤民夫及び上村明から、本新株予約権の払込金額が第三者算定機関による新株予約権の評価結果に基づき決定されることから、本新株予約権の発行条件が有利発行には該当せず、取締役の判断について法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見書を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の目的である当社株式の総数は 35,000,000 株であり、平成 26 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数 548,881,033 株に対して 6.38% (議決権総数 544,700 個に対しては 6.43%) となります。しかし、今回の一般募集、本第三者割当増資及び本新株予約権の発行は、当社がグローバル企業へとさらなる成長を遂げるために、当社グループの国内拠点における設備投資等に必要とされる資金の調達を目的とするとともに、資本充実による中長期的な成長のために必要な財務基盤の強化にも繋がるものであり、また、本新株予約権の割当先が中長期的な視点で保有する旨を表明していることから流通市場への影響も軽微であると考えており、本資金調達による希薄化の規模は合理的であると判断しております。

5. 割当先の選定理由

(1) 割当先の概要

① 名 称	GRANDA MAGIC LIMITED	
② 所 在 地	2nd Floor, Harbour Drive, P.O. Box 30592, George Town, Grand Cayman KY1-1203, Cayman Islands.	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 金明	
④ 事業内容	投資業	
⑤ 資本金 (平成 26 年 12 月 31 日現在)	50,000 米ドル	
⑥ 設 立 年 月 日	平成 21 年 6 月 25 日	
⑦ 発 行 済 株 式 数	50,000 株	
⑧ 決 算 期	12 月	
⑨ 従 業 員 数 (平成 26 年 12 月 31 日現在)	3 名	
⑩ 主 要 取 引 先	なし	
⑪ 主 要 取 引 銀 行	Bank of Communications	
⑫ 大 株 主 及 び 持 株 比 率 (平成 26 年 12 月 31 日現在)	香港蘇寧電器有限公司(100%) (注) 蘇寧雲商集団の 100%出資子会社です。	
⑬ 当 事 者 間 の 関 係 (平成 26 年 12 月 31 日現在)	資 本 関 係	割当先は当社の普通株式 277,838 千株を保有しております。(当社の発行済株式総数の 50.62%)
	人 的 関 係	当社は、割当先との間において、人的関係はありません。
	取 引 関 係	当社は、割当先との間において、事業

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出し並びに第三者割当による第 3 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

		上の重要な取引はありません。		
	関連当事者への 該 当 状 況	割当先は当社の親会社であることから、関連当事者に該当します。		
⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態				
決 算 期		平成24年12月期	平成25年12月期	平成26年12月期
連 結 純 資 産		△46,387千人民元 △639,677千円	△24,371千人民元 △422,837千円	△26,910千人民元 △519,632千円
連 結 総 資 産		698,056千人民元 9,626,192千円	735,908千人民元 12,768,004千円	726,221千人民元 14,023,328千円
1株当たり連結純資産		△136.05人民元 △1,876.13円	△71.48人民元 △1,240.18円	△78.93人民元 △1,524.14円
連 結 売 上 高		-人民元 -円	-人民元 -円	-人民元 -円
連 結 営 業 利 益		2,737千人民元 37,743千円	△309千人民元 △5,361千円	△50千人民元 △966千円
連 結 経 常 利 益		2,737千人民元 37,743千円	△309千人民元 △5,361千円	△50千人民元 △966千円
連 結 当 期 純 利 益 又は連結当期純損失(△)		2,737千人民元 37,743千円	△309千人民元 △5,361千円	△50千人民元 △966千円
1株当たり連結当期純利益又は 1株当たり連結当期純損失(△)		8.03人民元 110.73円	△0.91人民元 △15.79円	△0.15人民元 △2.90円
1株当たり配当金		-人民元 -円	-人民元 -円	-人民元 -円

- ※ GRANDA MAGIC LIMITED は、投資を目的として設立された企業の為売上は計上されません。投資先企業に対する投資収益と金利を営業利益として計上しております。
- ※ 上記の業績は1人民元を、平成24年12月期は平成24年12月28日終値13.79円、平成25年12月期は平成25年12月30日終値17.35円、平成26年12月期は平成26年12月30日終値19.31円にて換算しています。
- ※ 当社は、割当先又はその役員若しくは主要株主（主な出資者）が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。また、当社は、割当先が暴力若しくは威力を使い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人、その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）であるか否か、及び割当先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者機関である株式会社エス・ピー・ネットワーク（代表取締役 渡部洋介 本社：東京都杉並区上荻1-2-1）に調査を依頼いたしました。具体的には、GRANDA MAGIC LIMITED とその100%親会社である香港蘇寧電器有限公司とさらにその100%親会社である蘇寧雲商集団に遡って、法人、その取締役及び主要株主の調査を実施いたしました。その調査の結果、株式会社エス・ピー・ネットワークが保有する公知情報データベースとの照合により、割当先及びその関係会社並びにそれらの役員について、現時点で、割当先等関係者が特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していないことを確認し、その旨の報告書を受領しており、また、当社内においても公知の情報を収集し検証した結果、反社会的勢力との関係は存在しないことを確認しており、割当先が特定団体等ではないこと及び特定団体等と一切関係はないと判断しております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出し並びに第三者割当による第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(ご参考) GRANDA MAGIC LIMITED は蘇寧雲商集團の 100%孫会社に該当致します。

① 名 称	蘇寧雲商集團股份有限公司		
② 所 在 地	中国江蘇省南京市山西路 8 号金山大厦 1 - 5 層		
③ 代表者の役職・氏名	董事長※ 張 近東 ※日本の代表取締役会長に該当		
④ 事業内容	家電販売事業		
⑤ 資本金 (平成 26 年 12 月 31 日現在)	7,383 百万人民币元		
⑥ 設立年月日	平成 13 年 6 月 29 日		
⑦ 発行済株式数	7,383,043,150 株		
⑧ 決算期	12 月		
⑨ 従業員数 (平成 26 年 12 月 31 日現在)	71,549 名		
⑩ 主要取引先	Samsung Electronics、Midea Group、Haier Group、 Apple、Siemens		
⑪ 主要取引銀行	China Construction Bank、Bank of Communications、Bank of China		
⑫ 大株主及び持株比率 (平成 26 年 12 月 31 日現在)	張 近東(30.64%)		
⑬ 当事者間の関係 (平成 26 年 12 月 31 日現在)	資本関係	GRANDA MAGIC LIMITED 及び香港蘇寧電 器有限公司を通じて、当社の普通株式 277,838 千株を保有しております。(当 社の発行済株式総数の 50.62%)	
	人的関係	当社に取締役を 4 名、監査役を 1 名派 遣しております。	
	取引関係	当社との間で、事業上の重要な取引は ありません。	
	関連当事者への 該当状況	当社の親会社であることから、関連当 事者に該当します。	
⑭ 最近 3 年間の経営成績及び財政状態			
決 算 期	平成 24 年 12 月期	平成 25 年 12 月期	平成 26 年 12 月期
連 結 純 資 産	29,112 百万人民币元 401,454 百万円	28,685 百万人民币元 497,685 百万円	29,445 百万人民币元 568,583 百万円
連 結 総 資 産	76,162 百万人民币元 1,050,274 百万円	82,234 百万人民币元 1,426,760 百万円	81,924 百万人民币元 1,581,952 百万円
1 株 当 たり 連 結 純 資 産	3.94 人民币元 54.33 円	3.89 人民币元 67.49 円	3.99 人民币元 77.05 円
連 結 売 上 高	98,357 百万人民币元 1,356,343 百万円	105,292 百万人民币元 1,826,816 百万円	109,116 百万人民币元 2,107,030 百万円
連 結 営 業 利 益	3,014 百万人民币元 41,563 百万円	184 百万人民币元 3,192 百万円	△1,603 百万人民币元 △30,954 百万円
連 結 経 常 利 益	3,242 百万人民币元 44,707 百万円	144 百万人民币元 2,498 百万円	946 百万人民币元 18,267 百万円
連 結 当 期 純 利 益	2,505 百万人民币元	104 百万人民币元	827 百万人民币元

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出し並びに第三者割当による第 3 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

又は連結当期純損失（△）	34,544 百万円	1,804 百万円	15,969 百万円
1 株当たり連結当期純利益又は 1 株当たり連結当期純損失（△）	0.37 人民元 5.10 円	0.05 人民元 0.87 円	0.12 人民元 2.32 円
1 株 当 たり 配 当 金	0.05 人民元 0.69 円	-人民元 -円	-人民元 -円

※ 上記の業績は1人民元を、平成24年12月期は平成24年12月28日終値13.79円、平成25年12月期は平成25年12月30日終値17.35円、平成26年12月期は平成26年12月30日終値19.31円にて換算しています。

(2) 割当先を選定した理由

割当先である GRANDA MAGIC LIMITED は、蘇寧雲商集団の 100%孫会社にあたり、蘇寧雲商集団が国際化の一環として設立した投資事業会社であり当社の筆頭株主でもあります。蘇寧雲商集団は、中国国内において家電量販店としての歴史があり、中国出店事業を中核事業の一つとする当社にとって戦略的に極めて重要なパートナーであると考えております。蘇寧雲商集団は、当社と平成 21 年 6 月に業務資本提携契約を締結して以来、現在に至るまで当社に取締役等を派遣（平成 26 年 12 月 31 日現在取締役 4 名、監査役 1 名在任）しており、資本的支援だけでなく、知名度や流通網（物流システム・EC サイト、アフターサービス等）の利用、人材・情報の共有化の推進といった点においても当社事業の支援を行っております。かかる当社の業務戦略上極めて重要な会社である蘇寧雲商集団との協力関係を維持することが、当社の企業価値及び株主価値を向上するためには最善の方策であると判断し、その 100%孫会社にあたる GRANDA MAGIC LIMITED を割当先として選定いたしました。

また、本新株予約権の割当先を GRANDA MAGIC LIMITED と決定した過程においては、中国法令における国外投資管理弁法（中国国内から国外へ投資する場合における審査・承認手続等の基準を定めた中国の法令）を参照し、中国において必要となる審査・承認手続に要する期間と本新株予約権の発行スケジュールを勘案しております。

(3) 割当先の保有方針

当社は、割当先が、本新株予約権の取得後、当社による行使要請に基づき本新株予約権を行使して取得した株式については売却を目的とせず、原則として当社企業価値の向上を支援する中長期的な視点で保有する旨について、割当先である GRANDA MAGIC LIMITED に加え、同社の親会社である蘇寧雲商集団からも口頭にて確認いたしております。

なお、割当先は、当社に対して、発行価格等決定日に始まり、本新株予約権の割当日から起算して 180 日目の日に終了する期間中は、当社の事前の書面による承諾を受けることなく、発行価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等しないこと、並びに本新株予約権の権利行使、譲渡又は売却を行わない旨を合意しております。

また、割当先は、SMB C 日興証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、本新株予約権の割当日から起算して 180 日目の日に終了する期間中は、SMB C 日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、発行価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等しないこと、並びに本新株予約権の権利行使、譲渡又は売却を行わない旨を合意しております。

(4) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当先からは、本新株予約権に係る払込みに要する資金は確保されている旨、口頭で説明を受けており、直近の割当先の財務諸表（平成 26 年 12 月期）に記載の財政状態及び経営成績を確認した結果、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

6. 企業行動規範上の手続きに関する事項

GRANDA MAGIC LIMITED を割当先とする第三者割当による本新株予約権の発行は、① 希釈化率が 25%

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出し並びに第三者割当による第 3 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

7. 支配株主との取引等に関する事項

- (1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況並びに当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

GRANDA MAGIC LIMITED は当社の支配株主に該当するため、並行第三者割による本新株予約権の発行は、支配株主との取引等に該当します。かかる並行第三者割による本新株予約権の発行について、当社が平成 26 年 3 月 28 日に公表したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」(注)の適合状況は以下のとおりです。

当社は、GRANDA MAGIC LIMITED を割当先とする並行第三者割当による本新株予約権の発行の内容及び公正性について、法令上問題ないこと等を当社法務部門において十分に検証を行い、平成 27 年 3 月 9 日付の当社取締役会決議をもって発行を決議しております。また、公正性の高い第三者に判断して頂くために、蘇寧雲商集団グループと利害関係を有しない当社社外監査役である西澤民夫及び上村明より当社の少数株主に不利益を与えるものではないと判断できる旨の意見書を平成 27 年 3 月 9 日付で得ております。したがって、並行第三者割当による本新株予約権の発行は、上記「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合しております。

なお、当該社外監査役は、

- ① 公募増資と併せて並行第三者割当による本新株予約権を親会社である蘇寧雲商集団グループに割当てることは、引き続き親会社としてその地位を維持し、当社のグローバル企業としての更なる成長に向けてコミットメントをしていくことを目的としていること
- ② 本新株予約権の割当は、上記①の目的より、長期的には当社の企業価値の向上に資するものであり、本新株予約権の発行と同日に決議する公募による新株式の発行後に本新株予約権を割当て、その全てが行使された場合においても、当社の現時点における発行済株式数の変動をもたらす事情が生じないことを前提とすれば、GRANDA MAGIC LIMITED の現時点の持株比率を上昇させるものではないこと
- ③ 並行第三者割当による本新株予約権の発行及び発行条件等の決定は、本新株予約権の発行と同日に決議する公募による新株式の発行及び発行価格等の決定と同時に行われ、その資金使途、第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計が算定した結果を参考に決定した発行条件、及び割当先である GRANDA MAGIC LIMITED と締結する予定のファシリティ契約において GRANDA MAGIC LIMITED への行使制限等が付されていることから合理的で公正性を有していると考えられること

以上の点を総合的に勘案して、当社の少数株主に不利益を与えるものではないと判断しております。

(注)「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「当社グループは親会社である蘇寧雲商集団股份有限公司及びそのグループ企業（以下、蘇寧グループ）と協力関係を保ちながら事業を展開していく方針ではありますが、一方で、当社は、上場企業として独立した経営管理体制と独自の経営戦略に基づく運営を維持しております。蘇寧グループとの取引を行う場合は、当該取引の必要性や当該取引条件が法令上問題ないこと等を法務部門をはじめとする社内機関で十分に検証した上で、必要があれば弁護士等の第三者から意見を求めることで少数株主の保護に努めております。」と記載しております。

- (2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

並行第三者割当による本新株予約権の発行及び発行条件等の決定は、一般募集及び一般募集における発行価格等の決定と同時に行われ、ファシリティ契約において割当先である GRANDA MAGIC LIMITED への行使制限等が付されていることから、その発行及び発行条件等は公正性を有していると判断しております

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出し並びに第三者割当による第 3 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

が、さらに公正性を担保するための措置として、上記のとおり、蘇寧雲商集団グループと利害関係を有しない当社社外監査役である西澤民夫及び上村明より意見書を得ております。なお、並行第三者割による本新株予約権の発行に係る当社取締役会での決議に際し、支配株主との関係で利益相反となり得る立場の当社取締役である蒋勇氏（蘇寧雲商集団 チェーン発展本部執行総裁を兼務）、ト揚氏（蘇寧雲商集団 総務本部執行総裁を兼務）、王哲氏（蘇寧雲商集団 商品経営本部執行副総裁を兼務）及び韓楓氏（蘇寧雲商集団 董事会秘書オフィス証券事務代表を兼務）並びに当社監査役である華志松氏（蘇寧雲商集団 財務管理本部財務企画センター総監を兼務）は決議に参加しないことで、利益相反を回避するための措置を採っております。

8. 発行要項 別紙ご参照

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出し並びに第三者割当による第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(別紙)

ラオックス株式会社 第3回新株予約権 発行要項

1. 新株予約権の名称 ラオックス株式会社第3回新株予約権 (以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 第8項に定める払込金額に350を乗じた額
3. 申込期日 平成27年4月2日
4. 割当日及び払込期日 平成27年4月3日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権をGRANDA MAGIC LIMITEDに割当ててゐる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は35,000,000株(本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。))は100,000株とする。但し、本項第(3)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (3) 当社が第11項の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次に定める算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨ててゐる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (4) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (5) 本項に定めるところにより割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、第11項第(2)号④に定める場合その他適用の日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用の日以降すみやかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 350個
8. 各本新株予約権の払込金額 行使価額等決定日の取引所(以下に定義する。)における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値)の0.70%に相当する金額に100,000を乗じた額
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、平成27年3月16日から平成27年3月18日までの間のいずれかの日(以下「行使価額等決定日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出し並びに第三者割当てによる第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に、1.06を乗じた価格(以下「当初行使価額」という。)とする。但し、行使価額は、第11項の規定に従って、調整されることがある。

10. 行使価額の修正

本新株予約権については、行使価額の修正を行わない。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。本項において「交付」とは、当社普通株式の発行及び当社の保有する当社普通株式の処分を意味する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合、又は本新株予約権の発行決議と同時に決議されたSMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当により当社普通株式を発行する場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出し並びに第三者割当による第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 本号①ないし③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次に定める算式に従って当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号④の場合は基準日）に先立つ45取引日（取引所において普通取引が行われる日をいう。以下同じ。）目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号④に定める場合その他適用の日の前日までに上記通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出し並びに第三者割当による第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

平成27年4月6日（当日を含む。）から平成30年4月3日（当日を含む。）までとする。但し、第14項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得のための通知又は公告がなされた日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

(1) 当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の本新株予約権者に対する通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個あたり第8項に定める払込金額に相当する価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割を行うこと、又は当社が株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることが当社株主総会で決議された場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個あたり第8項に定める払込金額に相当する価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、本新株予約権者は、第12項に定める行使期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、本新株予約権者は、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

18. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19. 行使請求受付場所

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

交通銀行 東京支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについて

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出し並びに第三者割当による第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

は、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

22. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

23. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本要項並びに本新株予約権に係る買取契約及びファシリティ契約に定められる諸条件、並びに評価基準日（平成 27 年 3 月 6 日）現在の当社の株価、当社の配当利回り、無リスク利率等に基づき算定された行使価額等決定日の当社株価の想定値を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社株式の株価、株価変動率等に関する前提、当社の資金調達需要及び本新株予約権者の権利行使行動に関する一定の前提（ファシリティ契約の規定に基づく行使要請が可能な状況において当社が本新株予約権につき全部の行使要請を実施し本新株予約権者による権利行使を促すことや、本新株予約権者が当社による行使要請に応じて速やかに最大限の権利行使を行うことを含む。なお、取得条項の行使は考慮していない。）を置き、評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額は第 8 項に定める金額とする。また、行使価額は第 9 項に定める金額とする。

24. 1単元の数の定めを廃止等に伴う取扱い

本新株予約権の割当日後、当社が1単元の株式の数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

25. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出し並びに第三者割当による第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。